

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

特に記載すべき項目はない。

2. 重要な会計方針

(1) 会計の基準 社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日付 厚生労働省令第79号）による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法 貸借対照表へは間接法による累計額で表示。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－長野県民間社会福祉従事者退職共済制度への掛金相当額を引当金として計上。

3. 重要な会計方針の変更

変更なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で加入している退職共済制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度と、長野県民間社会福祉従事者退職共済制度である。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) つましな保育園拠点区分（第1号第4様式、第2号第4様式）

(3) つましな保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

ア つましな保育園本部 イ つましな保育園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
保育園舎 建物	43,061,980		3,067,740	39,994,240

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表において間接法による累計額にて表示

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

事業未収金は、委託費及び補助事業等による補助金であり引当金の対象とはしていない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし